

◎佐賀県条例第17号

佐賀県事務処理の特例に関する条例一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(市町等が処理する事務の範囲等)		(市町等が処理する事務の範囲等)	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） (1)～(21) 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 嬉野市 神埼市 基山町 有田町 大町町 太良町	1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） (1)～(21) 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 嬉野市 神埼市 基山町 有田町 大町町 <u>白石町</u> 太良町
1の2～9 略		1の2～9 略	
9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定により、農地（面	佐賀市	9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定により、農地（面	佐賀市 <u>みやき町</u>

改正前	改正後
<p>積が2ヘクタール以下のものに限る。)を農地以外のものにする事の許可をすること(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(2) 法第4条第5項の規定により、農地(面積が2ヘクタール以下のものに限る。)を農地以外のものにする事の協議を行うこと(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(3) 法第5条第1項の規定により、農地(面積が2ヘクタール以下のものに限る。)又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(4) 法第5条第4項の規定により、農地(面積が2ヘクタール以下のものに限る。)又は採草放牧地に係る権利の取得の協議を行うこと(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 法第49条第1項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること((1)から(8)まで、(11)及び(12)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第50条の規定により、報告を徴すること((1)から(8)まで、(11)及び(12)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>積が4ヘクタール以下のものに限る。)を農地以外のものにする事の許可をすること(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(2) 法第4条第8項の規定により、農地(面積が4ヘクタール以下のものに限る。)を農地以外のものにする事の協議を行うこと(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(3) 法第5条第1項の規定により、農地(面積が4ヘクタール以下のものに限る。)又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(4) 法第5条第4項の規定により、農地(面積が4ヘクタール以下のものに限る。)又は採草放牧地に係る権利の取得の協議を行うこと(2以上の市町の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 法第49条第1項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること((1)から(5)まで、(8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第50条の規定により、報告を求めること((1)から(5)まで、(8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>

改正前		改正後	
<p>(8) 法第51条第1項の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずること（(4)から(7)までに掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(9)・(10) 略</p>		<p>(8) 法第51条第1項の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずること（(1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(9)・(10) 略</p>	
9の3～28 略		9の3～28 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年6月1日において、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第1号の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により知事がした認証その他の行為で現に効力を有するもの又は同日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）で、同日以後においては白石町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、白石町長がした認証その他の行為又は白石町長に対してなされた申請等とみなす。
- 3 この条例の施行の際、改正後の条例第2条の表第9号の2の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請等で、同日以後においては佐賀市長又はみやき町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、佐賀市長若しくはみやき町長がした処分その他の行為又は佐賀市長若しくはみやき町長に対してなされた申請等とみなす。